

長崎市災害廃棄物処理計画【概要版】

令和3年3月

1 計画の背景及び目的

本市において発生が想定される大規模災害等に伴う災害廃棄物の処理に関し、基本的な考え方等を整理することにより、災害時における廃棄物の迅速かつ適正な処理を確保し、市民生活の早期復旧・復興を図るために策定する。

2 計画の位置付け

本計画は、東日本大震災での経験を踏まえて環境省において策定された「災害廃棄物対策指針」及び「長崎県災害廃棄物処理計画」等を踏まえるとともに、本市の地域特性等に基づいて策定し、「長崎市地域防災計画」との整合も図りつつ、災害廃棄物の処理に関する基本的な考え方や、その処理を進めるに当たって必要となる体制、処理の方法などの基本的事項を定める。

3 対象とする災害

本市に被害を及ぼすと考えられる地震（9ケース）、津波（2ケース）、風水害（3ケース）

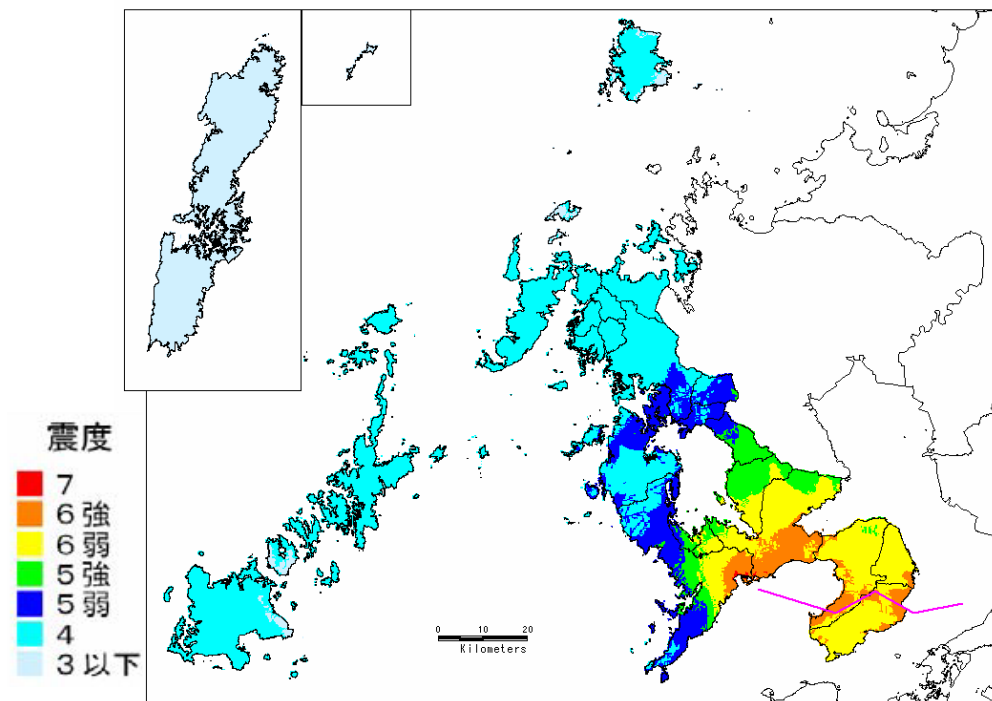
区分	活断層型地震				市町中心部直下型地震		
	雲仙地溝北縁断層帯	雲仙地溝南縁東部断層帯と西部断層帯の連動	橘湾西部断層帯	大村一諫早北西付近断層帯	長崎市	諫早市	大村市
想定する災害							
災害廃棄物発生見込量(t)	935,007	2,883,105	271,553	22,792	1,518,668	11,727	30,755

区分	市町中心部直下型地震		津波		風水害		
	西海市	雲仙市	南海トラフケース5	南海トラフケース11	中島川	長崎大水害 ※1 (昭和57年7月)	台風19号 ※1 (平成3年9月)
想定する災害							
災害廃棄物発生見込量(t)	65,545	2,906	147,459	150,066	9,308	81,000	64,600

※1 風水害のうち2ケースは、本市において実際に発生した最大規模の災害廃棄物発生量を勘案し、**独自に想定**

【災害想定図】

地震（雲仙地溝南縁東部断層帯と西部断層帯の連動）



4 災害廃棄物処理の基本方針

- (1) 国、県、本市、関係事業者及び市民が一体となって災害廃棄物の処理を推進する。
- (2) 本計画に基づき、各主体が責任を持って役割を果たすことにより迅速な処理を行う。
- (3) 災害廃棄物の処理は、発災から概ね3年間以内（可燃性廃棄物は概ね2年間以内）で終了することを目標とする。
- (4) 災害廃棄物は、各種法令、制度に基づき適正に処理する。
- (5) 災害廃棄物の処理にあたっては、極力再資源化に努めるとともに、中間処理による減量化などを推進し、最終処分量の削減に努める。
- (6) 処理のため使用する施設については、既存の廃棄物処理施設を活用するなど市内処理を原則とするが、被災状況や災害廃棄物の発生量など災害の状況に応じ、市外での広域処理、その他仮設処理施設の設置なども視野に入れ対応する。

5 排出場所と仮置場

【災害廃棄物の排出～処理のイメージ】

